

京都市円山公園音楽堂条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第118号）（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、円山公園音楽堂の使用料の適正化を図る必要があるため、京都市円山公園音楽堂条例の一部を改正することとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市円山公園音楽堂条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第118号

京都市円山公園音楽堂条例の一部を改正する条例

京都市円山公園音楽堂条例の一部を次のように改正する。

別表入場料を徴収しない場合の項中「15,000」を「15,420」に、「13,000」を「13,370」に改め、同表入場料を徴収する場合（1日につき）の項中「30,000円」を「30,850円」に改め、同表備考5中「つど」を「都度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)